

しんきん保証基金付住宅ローン[固定金利期間特約型]

平成24年1月4日現在

| | |
|-------------------|---|
| 1. 商品名 | ・しんきん保証基金付住宅ローン（固定金利期間特約型） |
| 2. ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・お借り入れ時の年齢が満20歳以上満70歳未満で、最終ご返済時の年齢が満80歳以下となる方。 ・同一事業所に2年以上勤務されている方（ただし、法人役員の方は勤続年数3年以上勤務）、同一事業を3年以上営業されている方、老齢・退職を支給事由とする年金を受給中の方又は定年退職後に再雇用された契約社員・嘱託職員の方。 ・安定継続した収入があり、かつ申込人の前年年収が100万円以上の方。 ※年収については、同居するご家族の年収を加算することができますが、加算額には限度がございますので、詳しくは当金庫窓口へお問い合わせください。 ・団体信用生命保険への加入ができる方。 ・(社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・当金庫の会員となれる方。（詳しくは当金庫窓口へお問い合わせください。） |
| 3. お使いみち | <ul style="list-style-type: none"> ・お申込人さま自らが所有（共有を含む）し、ご本人又はご家族が居住される住宅に関する資金で、次の資金といたします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 1戸建、マンション（新築・中古）の購入資金、1戸建の新築・建替え・増改築資金 ② 住宅用土地購入資金（隣地、底地及び家族のための購入資金を含む） ③ 他金融機関住宅ローン肩代わり資金 ※上記資金に付帯する費用（登記費用、保証料及び火災保険料等）を含みます。 |
| 4. ご融資金額 | ・8,000万円以内といたします。※(社)しんきん保証基金の保証基準により、金額に制限があります。 |
| 5. ご利用期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・1戸建（新築・中古）購入、1戸建の新築・建替え・増改築、新築マンション購入…最長35年以内 ・中古マンション…50年一築後年数以内（最長35年とし、20年未満となる場合は最長20年まで取扱可能といたします。） ・住宅用土地購入…最長35年以内 ・他金融機関住宅ローン肩代わり…上記のご利用期間に準じます。 ※築後年数の年末満は切捨てとなります。その他ご不明な点については、当金庫窓口にご相談ください。 |
| 6. ご融資利率 | <ul style="list-style-type: none"> ・当初のご融資利率は、「固定金利期間特約型」の3年、5年又は10年のいずれかをお選びいただけます。 ・特約期間終了後は、お申し出により残存返済期間内で「固定金利期間特約型」を再度選択していただくことができます。なお、特約期間終了時までにお申し出が無い場合には、自動的に「変動金利型」に移行いたします。 ・特約期間終了後、「固定金利期間特約型」を選択された場合の利率は、特約期間終了時点における当金庫が定める「固定金利期間特約型」の利率となり、借入当初の利率とは異なる可能性があります。 ・特約期間終了後、「変動金利型」として取り扱われた場合の利率は、特約期間終了時点における当金庫が定める「住宅ローン専用金利」を基準金利として決定します。 その後のご融資利率は、4月1日及び10月1日の年2回基準金利の見直しを行い、基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。 ・「変動金利型」に変更後は、再び「固定金利期間特約型」を選択することはできません。 |
| 7. ご返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済も併用できます。 ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%までとします。 ・特約期間中の毎回のご返済額は一定です。なお、特約期間終了後のご返済額は、新利率、残存元金、残存期間に基づいて算出させていただきます。 ・特約期間終了後、変動金利型として取扱われた場合、ご返済額は、「10月1日の基準日」を5回経過する毎に見直すものとし、その期間内に利率の変更があったとしても、元金分と利息分の割合を調整し、ご返済額の変更はいたしません。 また、見直し後のご返済額は、前回ご返済額の1.25倍を上限とします。 ・当初のご融資期間が満了しても借入金の一部及び未払利息が残る場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 |
| 8. 保証人・担保 | <ul style="list-style-type: none"> ・保証人は、(社)しんきん保証基金が保証しますので、原則必要ありません。 ただし、担保提供者及び収入合算者の方は、連帯保証人となります。（必須） ・担保は、ご融資の対象となる建物及びその土地に当金庫を第1順位とする普通抵当権の設定をさせていただきます。 ・担保に差し入れいただいた不動産にかけられた火災保険には、質権を設定させていただく場合があります。 |
| 9. 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ・保証料は、融資実行時に一括してお支払いいただきます。 《例》ご融資金額1,000万円、借入期間35年、元利均等返済の場合の保証料は、207,900円、282,100円、430,600円のいずれかとなります。※資金用途等により異なりますので、詳しくは当金庫窓口にご相談ください。 |
| 10. 手数料等 | <ul style="list-style-type: none"> ・不動産担保事務取扱手数料として、1契約あたり次の手数料が必要となります。 担保設定額1百万円超3千万円以下 31,500円、3千万円超 52,500円、担保物件の追加設定 10,500円 ※同一物件に対する同日複数（根）抵当権の設定は、1契約となります。 ※担保設定額が1百万円以下の場合は、手数料無料となります。 ・繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。 一部繰上償還（1回あたり） 3,150円、全額繰上償還 5,250円 ※ご融資残高が10万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。 ※上記金額には消費税が含まれています。 |
| 11. 苦情処理措置・紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。 |
| 12. その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算については、当金庫の本支店にお問い合わせください。 |